

一般競争入札の公告（電子入札案件）

広島高速 5 号線温品 J C T 標識設計その他業務

次のとおり一般競争入札（電子入札案件）に付します。

令和 7 年 7 月 7 日

広島高速道路公社 理事長 友道 康仁

1 業務概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 広島高速 5 号線温品 J C T 標識設計その他業務 |
| (2) 業務場所 | 広島市東区温品一丁目外 |
| (3) 業務内容 | 本件業務は、広島高速 2 号線と 5 号線の連結路について、標識詳細設計、防止柵詳細設計、関係機関との協議資料作成などを行う業務である。
標識設計 1 式
・ 標識詳細設計 N = 1 0 基
・ 既設標識柱の照査 N = 2 基
防止柵設計 1 式
・ 遮音壁詳細設計 L = 0. 40 k m
・ 投棄物防止柵詳細設計 L = 2. 06 k m
区画線設計 1 式
・ 区画線（数量算出） N = 1 式
その他 1 式
・ 関係機関協議資料作成 N = 1 式 |
| (4) 履行期間 | 契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで |
| (5) 入札方式 | 本件業務は、入札時に技術資料を受け付け、価格以外の要素及び価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の業務である。 |

2 競争参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 公告の日において、広島高速道路公社における令和 7・8 年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録を有しており、かつ、広島県における令和 7・8 年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に、「土木関係建設コンサルタント分野道路部門（国土交通省の建設コンサルタント登録を有する。）」が確認できる者であること。
- (2) 広島高速道路公社契約細則第 2 条に該当していないこと。
- (3) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
 - イ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
 - ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- (4) 公告の日から開札の日までの間において、広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 公告の日から開札の日までの間において、営業停止処分（本件業務の入札に参加し、又は本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。
- (6) 広島県内に、本店又は支店等（継続して契約権限等を受任しているものに限る。）を有する者であること。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注業務において、平成27年度以降に完了及び引き渡しを行った、同種業務①かつ同種業務②の業務実績（再委託による業務実績を除く。）を有する者であること。ただし、同種業務①と同種業務②は別業務でも可とする。

同種業務①：標識に係る詳細設計業務

同種業務②：遮音壁に係る詳細設計業務

(9) 管理技術者に、次の資格要件のいずれかの保有技術者を配置できること。

ア 技術士（総合技術監理部門：建設-道路、又は建設部門：道路）

イ 国土交通省登録資格技術者（施設分野：道路-業務：計画・調査・設計）

※国土交通省登録技術者資格については、国土交通省ホームページで公開されている。なお、本業務における国土交通省登録資格とは、令和7年2月14日時点で登録されている資格のみを対象とする。

国土交通省ホームページアドレス

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

(10) 管理技術者に、平成27年度以降に、同種業務①に、管理技術者又は担当技術者として従事した業務経験がある者を配置できること。

(11) 本業務の公告日時点で、満40歳以下の技術者を管理技術者に配置する際は、管理補助技術者を追加配置できる。管理補助技術者を配置する場合の資格要件・評価は以下のとおりとする。なお、管理補助技術者は担当技術者として配置するものとする。

ア 管理補助技術者に対する資格要件

管理技術者と同じ（管理技術者・管理補助技術者ともに必要）。

イ 技術資料の評価

管理技術者に替え、管理補助技術者の評価値を採用する。

(12) 公告日において、手持ち業務量が10件未満である者。手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務（本業務を含まず、未契約のものを含む）の総件数とする。

なお、本業務契約前に業務引渡しを行うものは、手持ち業務量から除くことができる。

3 総合評価に関する事項

(1) 本件業務においては、入札後に落札者決定保留を行い、入札時において入札参加者より提出された技術資料を用いて総合評価を行う。

(2) 本件業務の総合評価に関する評価項目、評価基準及び配点は次のとおりである。

入札参加者は入札参加時に、別途入札説明書に示す技術資料を提出すること。なお、提出後の追加資料の提出及び内容変更はできない。

ア 企業の能力

(ア) 成果の確実性

国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注する業務において、令和4年度以降に完了及び引き渡しを行った同種業務①における業務成績評定点（資本関係のある発注者からの業務成績評

定点を除く。)について評価する。業務成績評定点の3件の平均点が85点以上で2点、70点を超え85点未満で $2 \times (\text{平均点} - 70) \div 15$ 点を与える。ただし、70点以下は加点しない。

なお、件数が3件に満たない場合は、残りの件数をすべて65点とする。

(イ) 成果の確実性

国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注する業務において、令和4年度以降に完了及び引渡しを行った2(1)に示す同業務分野における、広島高速道路公社の優良業務表彰、中国地方整備局の局長表彰、広島県及び広島市の特別表彰の実績有りで2点、その他の優良業務表彰の実績あり(ただし、資本関係のある発注者からの表彰は除く。)で1点を与える。ただし感謝状については対象外とする。

(ウ) 品質確保体制

同業務分野の業務実施及び照査体制について評価する。担当技術者及び照査技術者ともに複数配置で2点、担当技術者又は照査技術者を複数配置で1点を与える。

(エ) 迅速性

管理技術者が業務履行中に勤務する場所について評価する。業務実施場所が広島市内で2点、広島県内で1点を与える。

なお、「複数の業務実施場所」及び「一時的な出張による出張先」は業務履行中に勤務する場所とは認めない。

イ 配置予定管理技術者の能力

(ア) 技術者資格

管理技術者の保有する資格について評価する。技術士(総合技術監理部門:建設-道路、又は建設部門:道路)を保有している場合で3点、国土交通省登録資格(施設分野:道路-業務:計画・調査・設計)を保有している場合で1.5点を与える。

(イ) 技術者の継続的学習状況

管理技術者の継続教育(CPD)の取組について評価する。建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における令和6年度の学習実績が50単位以上で3点、25単位を超え50単位未満で $3 \times (\text{取得単位} - 25) \div 25$ 点を与える。ただし、25単位以下又は取得単位なしの場合は加点しない。

(ウ) 業務執行技術力(同種業務実績)

平成27年度以降に完了及び引渡しを行った契約金額が500万円以上の同種業務①の実績について評価する。令和2年度以降に管理技術者としての実績ありで7点、平成27年度~令和元年度に管理技術者としての実績ありで3.5点を与える。ただし、業務実績は業務の全期間従事していない場合は評価しない。

(エ) 業務執行技術力(業務成績評定点)

国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注する業務において、令和4年度以降に完了及び引渡しを行った2(1)に示す同業務分野(部門)における管理技術者又は担当技術者としての業務成績評定点(資本関係のある発注者からの業務成績評定点を除く。)について評価する。業務成績評定点の3件の平均点が85点以上で6点、70点を超え85点未満で $6 \times (\text{平均点} - 70) \div 15$ 点を与える。ただし、70点以下は加点しない。

なお、件数が3件に満たない場合は、残りの件数をすべて65点とする。

(オ) 業務執行技術力(優秀建設技術者表彰)

国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注する業務において、令和3年度以降に完了及び引渡しを行った同業務分野で、管理技術者又は担当技術者として優秀建設技術者表彰の実績ありで3点。同業務分野で管理技術者又は担当技術者として優良業務表彰あり(ただし、資本関係のある発注者からの表彰は除く。)で1.5点を与える。ただし感謝状については対象外とする。

ウ 配置予定担当技術者の能力

(ア) 技術者資格

担当技術者の保有する資格について評価する。技術士(総合技術監理部門:建設-道路、又は建設部門:道路)を保有している場合で5点、国土交通省登録技術者(施工分野:道路-業務:計画・調査・設計)を保有している場合で2.5点を与える。

(イ) 技術者の継続的学習状況

担当技術者の継続教育(CPD)の取組について評価する。建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における令和6年度の学習実績が50単位以上で5点、25単位を超え50単位未満で $5 \times (\text{取得単位} - 25) \div 25$ 点を与える。ただし、25単位以下又は取得単位なしの場合は加点しない。

5) ÷ 25 点を与える。ただし、25 単位以下又は取得単位なしの場合は加点しない。

(3) 総合評価の方法

総合評価は、技術評価点と価格評価点を足し合わせた評価値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

評価値＝技術評価点（自己採点）＋価格評価点

技術評価点＝技術点の配分点（40 点）×（評価項目毎の得点合計）／（評価項目毎の配点合計）

価格評価点＝価格点の配分点（40 点）×（1－（入札価格）／（予定価格））

なお、評価項目毎の得点は、小数第 1 位（第 2 位を四捨五入）とする。

自己採点に係る技術評価点は入札者が指定様式（様式第 2－3 号）で行うこととし、自己採点に係る審査は、評価値の最も高い者のみ行う。審査の結果、評価値の最も高い者に変動が生じた場合は、再度同様の審査を行い、評価値の最も高い者が決定するまで繰り返す。

(技術評価点の内訳)

ア 企業の能力（自己採点）

評価項目		評価基準	配点	得点
成果の確実性	令和 4 年度以降の同種業務①における 3 件の業務成績評定の平均点 同種業務①：標識に係る詳細設計業務	85 点以上	2.0	
		70 点を超え 85 点未満	}	
		70 点以下	0.0	
	令和 4 年度以降の同業務分野での優良業務表彰等の実績 同業務分野：土木関係建設コンサルタント業務	広島高速道路公社等の表彰の実績有り	2.0	
		上記以外の表彰の実績有り	1.0	
		表彰の実績なし	0.0	
品質確保体制	業務実施及び照査体制 同業務分野：土木関係建設コンサルタント業務	担当技術者及び照査技術者ともに複数配置	2.0	
		担当技術者又は照査技術者を複数配置	1.0	
		上記以外	0.0	
迅速性	業務実施場所	業務実施場所が広島市内	2.0	
		業務実施場所が広島県内	1.0	
		上記以外	0.0	

イ 配置予定管理技術者の能力（自己採点）

評価項目		評価基準	配点	得点
技術者資格	保有資格	技術士（総合技術監理部門：建設-道路、又は建設部門：道路）を有する	3.0	
		国土交通省登録技術者（施設分野：道路一業務：計画・調査・設計）を有する	1.5	
		上記以外	0.0	
技術者の継続的学習状況	令和 6 年度の継続教育（CPD）の取り組み	50 単位以上	3.0	
		25 単位を超え 50 単位未満	}	
		25 単位以下	0.0	
業務執行技術力	平成 27 年度以降の同種業務①の実績 同種業務①：標識に係る詳細設計業務	令和 2 年度以降に管理技術者としての実績あり	7.0	
		平成 27 年度～令和元年度に管理技術者としての実績あり	3.5	
		上記以外	0.0	

令和4年度以降の同業務分野 (部門)3件の業務成績評定の 平均点 同業務分野(部門):土木関係 建設コンサルタント業務(道 路)	85点以上	6.0	
	70点を超え85点未満	5	
	70点以下	0.0	
令和3年度以降の同業務分野 での優秀建設技術者表彰 同業務分野:土木関係建設コ ンサルタント業務	優秀建設技術者表彰の実績有り	3.0	
	優良業務表彰の実績有り	1.5	
	表彰実績なし	0.0	

ウ 配置予定担当技術者の能力(自己採点)

評価項目		評価基準	配点	得点
技術者資格	保有資格	技術士(総合技術監理部門:建設-道路、又は建設部門:道路)を有する	5.0	
		国土交通省登録技術者(施設分野:道路—業務:計画・調査・設計)を有する	2.5	
		上記以外	0.0	
技術者の継続 的学習状況	令和6年度の 継続教育(CPD)の取り組み	50単位以上	5.0	
		25単位を超え50単位未満	5	
		25単位以下	0.0	

※配置予定管理技術者が特定できない場合で複数の候補とする場合は、各候補者のうちすべての評価項目の得点合計が最も低い者で評価する。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、「価格」、3(2)に示す評価項目の提案を持って入札に参加し、次の(ア)及び(イ)すべての要件に該当する者のうち、3(3)「総合評価の方法」によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値は、小数第1位(小数第2位四捨五入)とするが、同点となる場合は小数第2位とし、更に同点となる場合は以下繰り返し桁数を増やすものとする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、他の者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲以内であること。

(イ) 提出された技術資料が適正であること。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

ウ 落札者の決定を行ったときは、入札参加者に対して当該落札結果を通知する。

(5) 評価内容の担保

入札時の技術資料については、契約後に提出する業務計画書に反映させるものとし、履行状況の確認及び業務完了時に検査を行うものとする。

なお、評価項目毎の提案内容を遵守できなかった場合は、広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款第43条(発注者の催告による解除権)によるほか、業務成績評定を減点する。減点方法は、未実施の評価項目毎に5点を減じるものとする。

また、技術資料に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、指名停止の措置を行うことがある。

【業務成績評定の減点例】

例1 業務実施体制を次の様に変更する場合

【管理技術者:1名→1名、担当技術者:2名→1名、照査技術者2名→2名】

→ 品質確保体制の評価項目が未実施となるため、業務成績評定を5点減じる。

例2 管理技術者を次の者に変更する場合（管理技術者の変更は、やむを得ない場合のみ）

【資格：満点→半ポイント、CPD：25単位→50単位、同種業務：満点→満点、表彰：半ポイント→加
点なし、業務成績：80点→75点】

→ 資格、表彰及び業務成績の3項目が未実施となるため、業務成績評定を15点減じる。

例3 担当技術者を次の者に変更する場合

【資格：満点→半ポイント、CPD：40単位→31単位】

→ 資格及びCPDの2項目が未実施となるため、業務成績評定を10点減じる。

4 入札手続等

(1) 担当部課

ア 入札・契約手続に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係 電話（082）508-6848

イ 業務内容・技術資料に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 建設部建設第二課 電話（082）508-6855

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

ア 期間 公告の日から令和7年8月21日（木）まで

イ 方法 広島高速道路公社のホームページからダウンロード

(<https://www.h-exp.or.jp/procurement/koukoku/>)

(3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等

ア 期間 公告の日から令和7年7月28日（月）午後5時00分まで（必着）

イ 方法 電子システムを利用して公社に提出するものとする。

(4) 競争参加資格の確認及び通知

申請書等を提出した者について、競争参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して令和7年7月31日（木）までに電子入札システムの競争参加資格確認通知書により、競争参加資格の有無の通知を行う。

なお、本件業務に係る競争参加資格を有すると確認し得る者がいないときは、本件業務に係る競争入札を中止する場合がある。

5 入札日時等

(1) 入札、開札の日時（予定）、場所、入札書・技術資料の提出方法等

ア 開札日時 令和7年8月22日（金） 午前10時30分

イ 開札場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室

ウ 入札方法 電子入札により実施する。

・入札到達期限は、令和7年8月21日（木）の午後5時00分までとする。

・技術資料は、電子入札システムの入札書に添付して提出すること。ただし、電子ファイルの容量が電子入札システムの制限容量（3MB）を超える場合は、提出フォームにより提出するものとする。（詳細は入札説明書による。）

エ 立会 入札参加者（入札参加者の代理人を含む。）は、開札に立ち会うことができる。

(2) 入札金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書には、3桁のくじ入力番号を入力すること。

(3) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度の入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格を電子入札システムにより通知する。

再度の入札の受付締切日時は当初の入札の開札日の当日午後5時00分とし、開札は翌営業日に行う。

なお、初度の入札に参加しなかった者、初度の入札において無効又は失格となった者は、再度入札には参加できない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付（契約金額の10パーセント以上を契約締結日までに納付）

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を広島高速道路公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条、広島高速道路公社電子入札実施要綱11-8に掲げる入札、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱第18条の2、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務総合評価方式実施要領第6条第3項に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、広島高速道路公社により競争参加資格のある旨を確認されたものであっても、開札の場において2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

6 低入札価格調査等について

(1) 調査基準価格に満たない入札があった場合の取扱い

本件業務は、調査基準価格を設定しており、評価値の最も高い者の入札価格がこれを下回る場合は、当該評価値の最も高い者に広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱第26条に基づく調査（以下「調査」という。）を行った上で、後日落札決定する。調査は、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務低入札価格調査制度事務取扱要綱により行うので、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。調査の結果、別に定める「測量・建設コンサルタント等業務競争入札に係る適正な履行確保の基準」に掲げる基準のすべてを満たさない場合は、落札者とはしない。

(2) 低入札価格者を落札者とした場合の措置

低価格入札者を落札者として契約を締結する場合は、受注者に対し、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

ア 現地作業を伴う業務においては、管理技術者はすべての現地作業日において現地に常駐しなければならないものとする。複数の場所において同時に作業を行う場合は、管理技術者と同等の者（業務内容に応じた資格保有者又は同等の能力と経験を有する者をいう。以下同じ。）を現地に常駐させること。なお、同等の者については、再委託者であってはならない。また、管理技術者が常駐している写真及び業務日報を作業のあった翌日の午前中までに調査職員に提出すること。

イ 点検測量を伴う業務においては、管理技術者が作業に立会を行うか、自らが実施しなければならないものとする。また、実施状況の写真及び資料について、調査職員に提出すること。

ウ 現地踏査及び調査を伴う業務においては、管理技術者自らが調査を行わなければならないものとする。また、現地踏査及び調査完了時に調査職員に調査報告書を提出すること。

エ 照査技術者の選任を要する業務においては、建築関係建設コンサルタント業務を除き、受注者が自ら実施する照査とは別の第三者による照査（以下「第三者照査」という。）を、受注者の費用負担において実施しなければならないこととする。この場合において受注者は、自ら実施した照査結果と併せて第三者照査の結果を提出するものとし、業務完了時の打合せにおいては、第三者照査を実施する者（以下「第三者照査者」という。）が選任した照査技術者（以下「第三者照査技術者」という。）が管理技術者と共に調査職員に対して報告するものとする。

オ 第三者照査者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

(ア) 受注者と次のいずれの関係にある者でないこと。

a 受注者の親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）

b 受注者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）

c 受注者の親会社の子会社

d 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。）が受注者の役員又は管財人を兼ねている者

e その他受注者と前記aからdまでのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

- (イ) 締結する契約の該当する業務部門において、広島高速道路公社の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (ウ) 当該低価格入札の開札日において、広島高速道路公社の指名停止措置の対象となっていないこと。
- カ 第三者照査技術者は、受注者において選任した照査技術者と同等の者であること。
- キ 受注者は、業務着手までに、第三者照査選任届に第三者照査者による確約書を添えて提出するものとする。
- ク 第三者照査者が、照査業務を誠実に実施しなかった場合には、受注者及び当該第三者照査者に対して、指名停止措置を行うことがある。
- ケ 第三者照査者及び第三者照査技術者は、真にやむを得ない場合を除き、調査時に提出した調査資料等に記載した第三者照査者及び第三者照査技術者と同一でなければならない。また、第三者照査選任届提出後の第三者照査者及び第三者照査技術者の変更は、真にやむを得ない場合を除き、認めない。

7 その他

- (1) 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社電子入札実施要綱、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務総合評価方式実施要領、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款及び設計図書に従い入札すること。
- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 設計図書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争参加資格が無い者と扱う場合がある。
- (6) 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」を確認すること。
- (7) 広島高速道路公社電子入札実施要綱13-1の各号に該当する場合は、紙面参加をすることができる。
- (8) 公告に定めるもののほか、本件業務の入札手続に関する詳細は入札説明書による。

以 上